

令和7年度稲沢市 浄化槽設置事業補助制度

合併処理浄化槽に切り替えると、
最大**1,143,000円**補助
(単独処理浄化槽からの転換で
高度窒素除去型10人槽設置の場合)

対象者

一戸建て住宅に
合併処理浄化槽
を設置するかた

対象地区

市内全域ですが
下水道事業計画区域など補助
対象外となる場合があります。

●交付申請書受付期限 令和8年1月20日(火)

©稲沢市 いなっぴー ゼロカーボンシティ

●完了報告書受付期限 令和8年2月10日(火)



いなざわ

(注) 予算が無くなりしだい、補助金の交付申請受付は終了させていただきます。

※合併処理浄化槽(以下「浄化槽」)とは、生活雑排水(台所などの排水)と、し尿(トイレの排水)を併せて処理し、汚れを取り除いて消毒し、きれいになった水を河川等に流すための設備です。

◎その他、補助にあたり複数の要件がございます。詳細は環境保全課へお問合せください。

① 浄化槽設置費

※対象浄化槽は、高度処理(排水の水質向上に寄与するもの)及び環境配慮(省エネ)性能を満たすものに限りま。

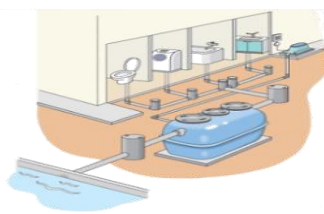
人槽区分	転換（単独浄化槽又は汲み取り便槽から切り替えた場合）		転換以外 (新築・増改築等に伴う設置)
	※建築確認を要しないものに限る	高度窒素除去型浄化槽	
5人槽	360,000円	474,000円	166,000円
7人槽	462,000円	570,000円	207,000円
10人槽	585,000円	723,000円	274,000円

※高度窒素除去型浄化槽とは放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下の機能を有する合併処理浄化槽

② 単独処理浄化槽・汲み取り便槽撤去費(設置費に上乘せ)

●既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去した場合

撤去区分	転換	転換以外 (新築・増改築等に伴う設置)
単独処理浄化槽	120,000円	45,000円
汲み取り便槽	90,000円	



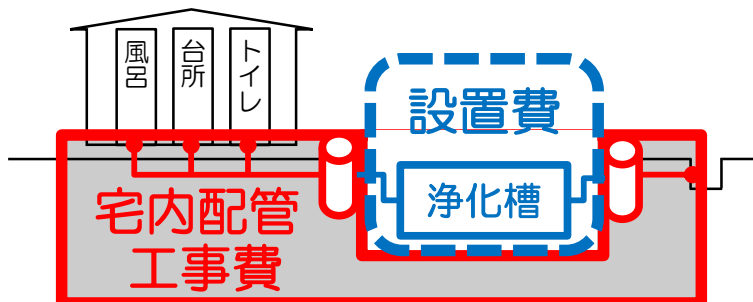
③ 宅内配管工事費(設置費に上乘せ)

宅内配管工事費※

300,000円

※ 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの
転換に限ります。

●「設置費」「宅内配管工事費」の範囲



お問合せ

稲沢市 経済環境部 環境保全課
電話0587-36-3710(ダイヤル)

◆稲沢市浄化槽設置事業
補助制度ウェブページ
(ページID: 1028)

